

「犯罪被害者理解の社会に」

支援条例施行から5年

請願書提出したNPO代表・児島さん

県犯罪被害者等支援条例が施行されて4月で5年を迎える。県条例制定後、これまでに県内39市町村のうち36市町村で条例が施行された。7年前、県条例施行のための請願書を出したNPO法人「KEN TO」代表の児島早苗さん(70)にあらためて思いを聞いた。

児島さんが犯罪被害者支援に乗り出すきっかけとなったのは、2000年5月に長男の健仁さん(当時18)を事故で失ったことだ。奈良工業高専4年の健仁さんはバイクで登校中、見通しの悪い急斜面のカーブを下ってきたトラックと正面衝突。健仁さんは

約2週間後、脳挫傷などで亡くなった。事故後、児島さんは事故の真相を知りたいと警察署を訪れたが、「捜査中」と言われ、詳しい状況を聞くことができなかった。健仁さんの友人らの協力を得て、真相究明を求める約2万8千人分の署名を集め、

独自に「現場検証」をした事故報告書を奈良地検に提出した。

児島さんは当時は会社員。理解のある職場だったが、独自の調査や弁護士との話し合いで会社を早退した日はなんとなく気が引けた。再び会社に戻り、残業

したこともあった。児島さんは「警察署や役所での手続き、関係者への連絡など、必要なものを被害者自身が一つ一つ探し出すなければいけなかった」とふり返る。

心をもめた出来事もあった。事故現場に手向けた花を捨てられ、「もういいんじゃないですか」などと置き手紙をされたこともあった。関係機関との連携をはじめ、犯罪被害者への地域住民の理解を促すためにも条例の制定が必要だと感じたという。

「犯罪被害者等基本条例の制定に関する請願書」を県議会に提出。16年4月に施行された。条例は、心身回復のためのサービスの提供や、居住や雇用の安定、日常生活の支援などを定める。

児島さんは「自治体や警察、支援センターなど関係機関の連携が活発になり、それぞれがもっている情報を生かし合えるようになってほしい。地域住民に犯罪被害者について知って、考えてもらうことで、被害者を受け止める社会になってほしい」と話す。

事故を巡る刑事裁判は07年、トラック運転手の業務上過失致死罪の有罪が確定(禁錮1年、執行猶予2年)。民事裁判では10年、運輸会社と運転手が連帯して児島さん側に損害賠償金を支払う判決が確定した。児島さんは14年11月末、

一方、不支給件数は0件で、被害者からの申請が少ないことも明らかになった。自治体担当者へのアンケートで、「見舞金の申請をしていないが、支給につながるべき被害者がいるはずだ」「小さい町では顔見知りが多く、申請しにくいのでは」「支給要件に該当するかの判断に(警察などから)十分な情報がもらえない」といった意見があったという。

(竹中美貴)



講演する児島早苗さん＝奈良市三条本町

見舞金申請少なく

奈良弁護士会が全国調査

奈良弁護士会は2020年9月下旬時点で、犯罪被害者等支援条例やまちづくり条例の中に見舞金制度がある全国322自治体を対象に17、19年度の支給状況を調べ、215自治体から回答があった。このうち20年度以降に制度ができた自治体を除く165自治体を集計すると、見舞金を支給していたのは54自治体と約3割にとどまった。